4　本節各区分に掲げる入院基本料に係る加算要件は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）に係る加算要件の例による。
5　本節各区分に掲げる入院基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）の例による。
6　本節各区分に掲げる入院基本料を算定する保険医療機関においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。
7　前号の規定により算定できる入院基本料等加算の範囲は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）につき算定できる医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の例による。ただし、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算に限られるものとする。

区分
Ａ１００　一般病棟入院基本料
Ａ１０１　療養病棟入院基本料
Ａ１０２　特定機能病院入院基本料
Ａ１０３　専門病院入院基本料
Ａ１０４　削除
Ａ１０５　有床診療所入院基本料
Ａ１０６　有床診療所療養病床入院基本料

第２節　入院基本料等加算

通則
1　本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号Ａ２５０に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。ただし、医科点数表の区分番号Ａ２０４－２に掲げる臨床研修病院入院診療加算については、「基幹型」とあるのは「単独型又は管理型」と、「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院」とあるのは「歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の２第１項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）」と読み替えるものとする。
2　本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号Ａ２５０に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）の算定要件は、医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の算定要件の例による。

区分
Ａ２００　総合入院体制加算
Ａ２０１からＡ２０３まで　削除
Ａ２０４　地域医療支援病院入院診療加算
Ａ２０４－２　臨床研修病院入院診療加算
Ａ２０５　救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
Ａ２０５－２　在宅患者緊急入院診療加算
Ａ２０６　診療録管理体制加算
Ａ２０６－２　医師事務作業補助体制加算
Ａ２０６－３　急性期看護補助体制加算
Ａ２０７　乳幼児加算・幼児加算
Ａ２０８　削除
Ａ２０８－２　難病等特別入院診療加算
Ａ２０８－３　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
Ａ２０９　看護配置加算
Ａ２１０　看護補助加算
Ａ２１１からＡ２１３まで　削除
Ａ２１４　地域加算
Ａ２１４－２　離島加算
Ａ２１５　療養環境加算
Ａ２１６　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
Ａ２１６－２　二類感染症患者療養環境特別加算
Ａ２１７　重症者等療養環境特別加算
Ａ２１７－２　小児療養環境特別加算
Ａ２１８　療養病棟療養環境加算
Ａ２１９　診療所療養病床療養環境加算
Ａ２２０　無菌治療室管理加算
Ａ２２１　放射線治療病室管理加算
Ａ２２１－２　緩和ケア診療加算
Ａ２２２　がん診療連携拠点病院加算
Ａ２２３　栄養管理実施加算
Ａ２２３－２　栄養サポートチーム加算
Ａ２２４　医療安全対策加算
Ａ２２５　褥瘡（じょくそう）患者管理加算
Ａ２２６　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
Ａ２２７　慢性期病棟等退院調整加算
Ａ２２７－２　急性期病棟等退院調整加算
Ａ２２７－３　救急搬送患者地域連携紹介加算
Ａ２２７－４　救急搬送患者地域連携受入加算
Ａ２４０　削除
Ａ２４１　総合評価加算
Ａ２４２　削除
Ａ２４３　後発医薬品使用体制加算
Ａ２５０　地域歯科診療支援病院入院加算　300点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科訪問診療を実施している別の保険医療機関で区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料又は区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注６若しくは区分番号Ａ００２に掲げる再診料の注４に規定する加算を算定した患者であって、区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を入院の月又はその前月に算定しているものについて、当該保険医療機関から文書により診療情報提供を受け、求めに応じて入院させた場合に、当該患者（第１節のいずれかの入院基本料（特別入院基本料等を含む。）を現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

第３節　特定入院料

通則
1　本節各区分に掲げる特定入院料は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第１章第２部第３節に掲げる特定入院料の例により算定する。
2　本節各区分に掲げる特定入院料に係る算定要件は、医科点数表の第１章第２部第３節に掲げる特定入院料に係る算定要件の例による。